

## 区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金交付要綱

(制定) 令和6年4月11日付6都環公地温第143号決定

### (目的)

第1条 この要綱は、区市町村との連携による環境政策加速化事業実施要綱（令和6年3月25日付5環総政第639号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5-3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）と連携し事務を執行する区市町村との連携による環境政策加速化事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (補助事業の実施主体)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、実施要綱第4-1-1に定める者とする。

### (補助事業の内容)

第3条 補助事業は、実施要綱第4-1-2に定める事業（当該事業のうち、都がその環境施策の推進のため別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の補助対象部分を除く。）であって、実施要綱第4-1-2-①に定める将来性ある先進的事業においては、実施要綱別表1の補助事業の内容の欄を満たす事業、実施要綱第4-1-2-②に定める一般的対策事業においては、実施要綱第4-1-3に定める都の事業方針に則して実施するものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第4-1-4に定める経費として、公益財団法人東京都環境公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたものとする。

### (補助金交付額)

第5条 補助金の交付額は、実施要綱第4-1-2に示す補助事業の区分ごとに、補助対象経費（補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、これらを控除した額）のうち、実施要綱第4-1-2-①に定める将来性ある先進的事業は、10分の10を乗じた金額、実施要綱第4-1-2-②に定める一般的対策事業は、2分の1を乗じた金額とし、それぞれの合計額とする。

2 前項の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれ、これを切り捨てた金額とする。

### (補助期間等)

第6条 補助事業は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施される事業とする。

2 理事長は、前項の期間において複数の年度にわたる補助事業については、補助事業が実施される年度ごとに補助金の交付の申請を受理し交付の決定を行うものとし、交付の決定を受けた事業実施年度の4月1日から3月31日までに実施された補助事業に対して補助金を交付する。

3 前項の補助事業について、継続して補助金の交付を受けられる期間は、3年以内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 区市町村長並びに一部事務組合及び広域連合の管理者又は長（以下、「区市町村長等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、補助事業の事業実施計画書（複数の年度にわたる補助事業にあつては、年度ごとの事業計画を記載したものに限る。以下同じ。）等の様式1-1から様式1-3までの書類その他補助事業の内容を説明するために必要な書類を添付して、理事長に対し、補助金の交付を申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請の内容について書類審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、実施要綱第4 1 七に定める審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとし、審査会において補助金を交付することが適当と認めるときは、補助条件を付して補助金の交付を決定し補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付することが適当と認められないときは、補助金の不交付を決定し書面により、それぞれ区市町村長等に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定において、区市町村長等からの補助金交付申請額の合計が実施要綱第6 1に定める金額を上回るときは、必要に応じて事業の新規性、将来性及び地域性を審査し、減額して補助金の交付を決定するものとする。

3 理事長は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ東京都知事（以下「知事」という。）の承認を受けるものとする。

4 理事長は、申請書に記載された補助事業の完了の予定期日が翌年度以降である場合にあつては、第1項の補助条件に、次の事項を含めるものとする。

一 区市町村長等は、補助事業のうち、翌年度以降に行う予定の部分については、翌年度以降における補助金の交付の有無にかかわらず翌年度以降において実施するものとし、補助事業が完了した場合にあつては第16条の規定による実績報告を行い、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合にあつては第12条第2項又は第13条第2項の規定による理事長の承認を受けなければならない。

二 区市町村長等は、前号の規定により補助事業の廃止の承認又は補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消された場合において、理事長から補助金の返還又は違約加算金若しくは延滞金の納付を求められたときは、これに応じなければならない。

(申請の撤回)

第9条 区市町村長等は、補助金の交付の決定の内容又は補助条件に異議があり、当該補助金の交付の申請の撤回をしようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金交付申請撤回届出書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の補助金交付申請撤回届出書の提出があつたときは、知事に報告するものとする。

(補助金の請求)

第10条 区市町村長等は、第8条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた場合にお

いては、補助金請求書（別記第4号様式）により、理事長に対し、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは補助条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る給付金で相当の反対給付を受けないもの（以下単に「給付金」という。）を交付することができる。

一 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 給付金の額の前項に掲げる経費の額に対する割合その他その交付の方法については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

5 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容及びこれに条件を付した場合はその条件を区市町村長等に通知するものとする。

6 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（補助事業の変更の承認）

第12条 区市町村長等は、補助金の交付の決定後、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ、その理由を記載した補助事業内容（経費の配分）変更承認申請書（別記第5号様式）に、補助事業の変更後の事業実施計画書等様式5-1から様式5-3までの書類その他変更の内容を説明するために必要な書類を添付して、理事長に対し、申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、区市町村長等から前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、変更を承認することが適当と認めるときは、補助条件を付して、補助事業内容（経費の配分）の変更を承認するものとする。

3 理事長は、前項の規定により承認した変更が補助金の交付決定額の変更を伴うときは、補助事業内容の変更の承認と併せて、補助金の交付額の変更を決定するものとする。

4 理事長は、前項の場合において、区市町村長等からの補助金交付申請額及び補助金変更交付申請額の合計が実施要綱第6-1に定める金額を上回るときは、必要に応じて審査会に諮り、事業の新規性、将来性及び地域特性を審査し、減額して補助金の交付額の変更を決定するものとする。

5 理事長は、第2項の規定による承認及び第3項の規定による決定に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

6 理事長は、第2項の規定による承認をしたときは、その結果を、第3項の規定による交付額の変更の決定を行わない場合にあつては補助事業内容（経費の配分）変更承認通知書（別記第6号様式）により、当該決定を併せて行った場合にあつては補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、区市町村長等に通知するものとする。

7 第8条第4項の規定は、第2項による承認及び第3項による決定について準用する。

(補助事業の中止・廃止の承認)

第13条 区市町村長等は、補助金の交付の決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、その理由及び中止又は廃止の時期（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）に、申請の内容を説明するために必要な書類を添付して、理事長に対し、申請しなければならない。

2 理事長は、区市町村長等から前項による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止を承認することが適当と認める場合は、補助事業の中止又は廃止を承認する。

3 理事長は、前項の承認に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

4 理事長は、第2項の規定による承認をしたときは、その結果を補助事業中止（廃止）承認通知書（別記第9号様式）により、区市町村長等に通知するものとする。

5 理事長は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

第14条 区市町村長等は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第10号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 理事長は、前項の補助事業遅延等報告書の提出があった場合は、知事に報告するものとする。

(遂行状況報告)

第15条 区市町村長等は、補助事業の円滑かつ適正な執行のために理事長が指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の遂行の状況について、理事長が指示する期日までに、補助事業遂行状況報告書（別記第11号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の補助事業遂行状況報告書の提出があった場合は、知事に報告するものとする。

(実績報告)

第16条 区市町村長等は、補助金の交付決定を受けた事業実施年度の翌年度の4月末日までに、当該補助事業の実績について、補助事業実績報告書（別記第12号様式）に様式12-1から様式12-3までの書類その他実績を説明するために必要な書類を添付して提出することにより、理事長に報告しなければならない。なお、第13条の補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときも同様とする。

(補助金の額の確定)

第17条 理事長は、区市町村長等から前条の補助事業実績報告書が提出され、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第12条第2項の規定による承認又は同条第3項の規定による決定をしたときは、その承認し、又は決定された内容とする。以下次条において同じ。）及び補助条件に適合するものであると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第13号様式）により区市町村長等に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額又は第8条第1項の規定により補助金の交付を決定した額（第12条第3項の規定により交付額の変更を決定した場合には、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。

(決定の取消し)

第18条 理事長は、区市町村長等が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
  - 三 その他補助金の交付の決定の内容又は補助条件、その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 理事長は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。
- 3 第1項の規定は、第17条第1項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 理事長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村長等に通知するものとする。
- 5 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、第1項、第2項及び前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(補助金の返還)

第19条 理事長は、区市町村長等に対し、第11条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村長等に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 理事長は、区市町村長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前2項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 理事長は、第18条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、区市町村長等に対して、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合のその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付させなければならない。ただし、違約加算金の額が100円未満となる場合は、この限りでない。

- 2 理事長は、補助金の返還を命じた場合において、区市町村長等がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、区市町村長等に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満となる場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、第1項及び第2項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金の計算)

第21条 理事長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村長等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (延滞金の計算)

第22条 理事長が第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (他の補助金等の一時停止等)

第23条 理事長は、区市町村長等に対し補助金の返還を命じ、区市町村長等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該区市町村長等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (財産処分の制限)

第24条 区市町村長等は、補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

一 不動産

二 船舶

三 一及び二に掲げるものの従物

四 立木

五 取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の工作物、機械及び器具

2 区市町村長等は、あらかじめ理事長の承認を受けず、取得財産の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、当該取得財産について、その取得又はその効用の増加の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

3 区市町村長等は、前項に規定する承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第14号様式）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、第2項の規定による承認をしようとするときは、前項の規定による申請を受けた後、速やかに財産処分承認通知書（別記第15号様式）により、区市町村長等に通知するものとする。

5 区市町村長等は、理事長の承認を受けて取得財産の処分をすることにより収入があった場合は、その収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入の金額が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額を公社に納付するものとする。

6 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、第2項から第5項の「理事

長」とあるのは「知事」と、前項の「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(関係書類の保管)

第25条 区市町村長等は、補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を補助事業の完了した日の属する公社の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業である旨の表示)

第26条 理事長は、補助事業の内容等に応じて必要があると認めるときは、区市町村長等に対し、補助事業完了後に補助事業である旨の表示を見やすい場所に掲示するよう求めることができる。

2 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(間接補助)

第27条 区市町村長等は、補助事業を行う団体その他の者（以下「間接補助事業者」という。）に補助するときは、この要綱に定める条件と同等の条件を付さなければならない。

2 理事長は、間接補助事業者から区市町村長等に財産処分による納付があったときは、区市町村長等に対し、その納付額の全部又は一部を公社に納付させることができる。

3 理事長は、間接補助事業者から区市町村長等に報告書等が提出されたときは、当該報告書等を提出させることができる。

4 本事業に係る都と公社との連携を中止、又は終了しているときは、前2項中「理事長」とあるのは「知事」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(周辺環境への配慮)

第28条 区市町村長等は、補助事業の実施に当たっては、周辺地域の生活環境に支障が生じないようできる限り配慮しなければならない。

(立入調査等)

第29条 知事及び理事長は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、区市町村長等に対し、本事業に関し報告を求め、区市町村等の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 区市町村長等は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第30条 知事及び理事長は、本事業の適切な執行のため、区市町村長等に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(その他必要な事項)

第31条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用する。